

Weekly Report

第652号
令和4年6月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

役員に対する給与(定期同額)の取扱い

法人の役員に対する給与は一定の制限があり、損金に算入するためには定期同額給与や、事前確定届出給与などに該当する必要があります。

◆定期同額給与を改定する場合は

定期同額給与とは、支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額であるものをいいます。支給額を改定するには原則、事業年度開始から3ヶ月以内に行う必要があり、通常は決算後の定時株主総会により支給額を改定します。

利益調整目的や一時的な資金繰りなどで事業年度中に役員給与の支給額を改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じることとなります。ただし、経営状況の著しい悪化などで支給額を減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)がある場合は、事業年度中の改定でも損金算入が認められます。

また、職制上の地位の変更や職務内容の重大な

変更などのやむを得ない事情(臨時改定事由)により改定する場合も損金算入が認められます。

◆役員として扱われる「みなし役員」とは

このように給与の損金算入が制限される税法上の役員には、取締役や監査役などの会社法等で規定された役員だけではなく、以下の①又は②のいずれかに該当する方も「みなし役員」として役員と同様の扱いとなります。

- ①法人の使用人以外で、経営に従事している方(例えば、取締役ではない会長や顧問など)
- ②同族会社の使用人のうち、一定の持株割合を満たしており、経営に従事している方(例えば、社長の親族が使用人として勤務している場合など)

原油価格・物価高騰等による中小支援

原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業等に対して主に以下のような対策が実施されます。

◎政府系金融機関……*原油・原材料価格高騰等の影響を受けている事業者に対するセーフティーネット貸付の金利引き下げ、*新型コロナウイルス感染症特別貸付等の申込期限を本年9月末まで延長。

◎事業再構築補助金……*原油価格高騰等の影響で本年1月以降のいずれかの月の売上高が10%以上減少した事業者に加点措置(第6回公募から)、*「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」を創設し、最大4千万円まで支援(第7回公募から)。

◎雇用調整助成金の特例措置等……現行の措置内容を本年9月末まで延長。

キャッシュレス決済比率が30%超に

政府は、令和7年までにクレジットカードやQRコード決済などのキャッシュレス決済の比率を40%程度まで上昇させることを目指しています。

経産省が公表・算出した令和3年におけるキャッシュレス決済比率(キャッシュレス決済での支払額/民間最終消費支出)は、前年と比べ2.8ポイント上昇して32.5%となりました。

なお、その内訳はクレジットカード27.7%、電子マネー2.0%、コード決済1.8%、デビットカード0.92%でした。